朝日町子ども・子育て支援事業計画

【第２期】

令和２年度－令和６年度

令和２年３月

朝　日　町

目　次

第１章　計画の策定にあたって……1

１　計画策定の背景と趣旨……1
２　計画の位置づけ……2
３　計画の期間……2
４　計画の策定体制……3

第２章　子どもと家庭を取り巻く現状……4

１　朝日町の人口動態等の現状……4
２　子どもの人口の状況……5
３　世帯の状況……6
４　女性の労働状況……7
５　出生の状況……8
６　アンケートから見られる現状……9

第３章　計画の基本的な考え方……12

１　基本理念……12
２　基本目標……13
基本目標１　地域で子育てを支える環境づくり……13
基本目標２　子どもたちがいきいきと成長できる環境づくり……13
基本目標３　安心して子どもを産み育てることができる環境づくり……13

第４章　子ども・子育て支援の取組・事業……14

１　施策の体系……14
２　施策の展開……15
基本目標１　地域で子育てを支える環境づくり……15
基本目標２　子どもたちがいきいきと成長できる環境づくり……19
基本目標３　安心して子どもを産み育てることができる環境づくり……24

第５章　教育・保育の量の見込みと確保方策……32

１　量の見込みの考え方……32
２　教育・保育の量の見込みと確保方策……34
３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策……40
４　教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容……52
５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容……53
６　産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保……53

第６章　計画の推進体制……54

１　計画の推進体制……54

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

元号が変わり、新しい時代が幕を開けましたが、子どもや子育て世帯に係る問題は依然として山積しています。国は、平成２年の 1.57 ショック以降、進行を続ける少子化に歯止めをかけるべく様々な施策を打ち出してきましたが、いずれも出生率を希望出生率の 1.8 にまで押し上げるには至っていません。

平成 24 年、国は待機児童問題の解消や子育て世帯の孤立等を防ぐため、「子ども・子育て関連３法」を制定しました。これにより、制度や財源が一元化され、幼児教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充、家庭における養育支援等が進められるとともに、市区町村に対し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられ、本町では、平成 27 年３月に「朝日町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援事業の充実を進めてきました。

子ども・子育て支援事業計画では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす視点を核とし、貧困、障がい、疾病、虐待など社会的な支援が必要な子どもやその家族の状況を踏まえた支援、核家族化や共働き家庭の増加などの家庭環境の変化を踏まえた支援などを充実していくことが求められています。

子どもの最善の利益を守るため、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障される支援策の充実が必要です。本町で生まれた子どもたちが元気に成長し、自立した個人として将来の社会を担うことができるよう、その成長を支えていくことがこの計画のめざすところです。そのためには、保護者をはじめ、家庭、地域、学校など、子どもをとりまく社会全体が子ども・子育て支援の重要性に関心をもって協働し、それぞれの役割を果たすことができる社会をめざすことが重要です。特に、子育て中の親の不安や孤立感の軽減への支援、幼児期における愛着形成など子育てに必要な知識を身に付けるための支援など、地域や社会が保護者に寄り添い支援していくことが今後ますます重要となってきます。

本計画は、以上のような考え方を踏まえ、2020 年（令和２年）からの５か年における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保策を記載し、本町の子ども・子育て支援のさらなる充実をめざしていく計画として策定しました。

2　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

町の最上位計画である「第５次朝日町総合計画」をはじめ、「朝日町人口ビジョン」・「朝日町まち・ひと・しごと総合戦略」「かがやくあさひ　男女共同参画基本計画」「朝日町障害者計画（第４期）障害福祉計画（第５期）障害児福祉計画（第１期）」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定したものです。

3　計画の期間

本プランの計画期間は、２０２０（令和２）年から２０２４（令和６）年までの５年間とします。なお、社会情勢や町民からの要望の変化により、必要に応じた見直しを行います。

2018 年（平成 30 年）	2019 年（令和元年）	2020 年（令和2年）	2021 年（令和3年）	2022 年（令和4年）	2023 年（令和5年）	2024 年（令和6年）
現行プラン						
		朝日町子ども子育て支援事業計画【第２期】				

4　計画の策定体制

（１）町民ニーズ調査の実施

計画策定に先立ち、平成 31 年３月に就学前児童のいる世帯及び小学生のいる世帯を対象にアンケート調査（ニーズ調査）を実施しました。

調査地域　　：朝日町全域
調査対象者　：未就学児童保護者　527 人
　　：小学生児童保護者　976 人
標本抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出
調査期間　　：平成 31 年３月６日（水）～3 月 20 日（水）
調査方法　　：小学生児童　　学校配布・回収
　　：未就学児童及び女性　　郵送配布・郵送回収

	小学生児童保護者	就学前児童保護者
配布数	976 通	527 通
有効回収数	956 通	370 通
回収率	98.0%	70.2%

（２）「子ども･子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「朝日町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

（３）パブリックコメントの実施

この計画の素案を町役場等の窓口やホームページで公開し、広く町民の方々から意見を募りました。

第２章　子どもと家庭を取り巻く現状

１　朝日町の人口動態等の現状

（１）人口の推移と推計

本町の人口推移と推計をみると、総人口は平成 26 年には 10,000 人を超え増加傾向にあり、平成 31 年３月末現在で 10,871 人となっています。

年齢３区分別人口構成の推移をみると、年少人口は減少傾向にあり、平成 31 年には 20%を下回っています。一方、生産年齢人口は微増傾向にあります。また、老年人口は横ばいの状態となっています。

【年齢３区分別人口推移と推計】

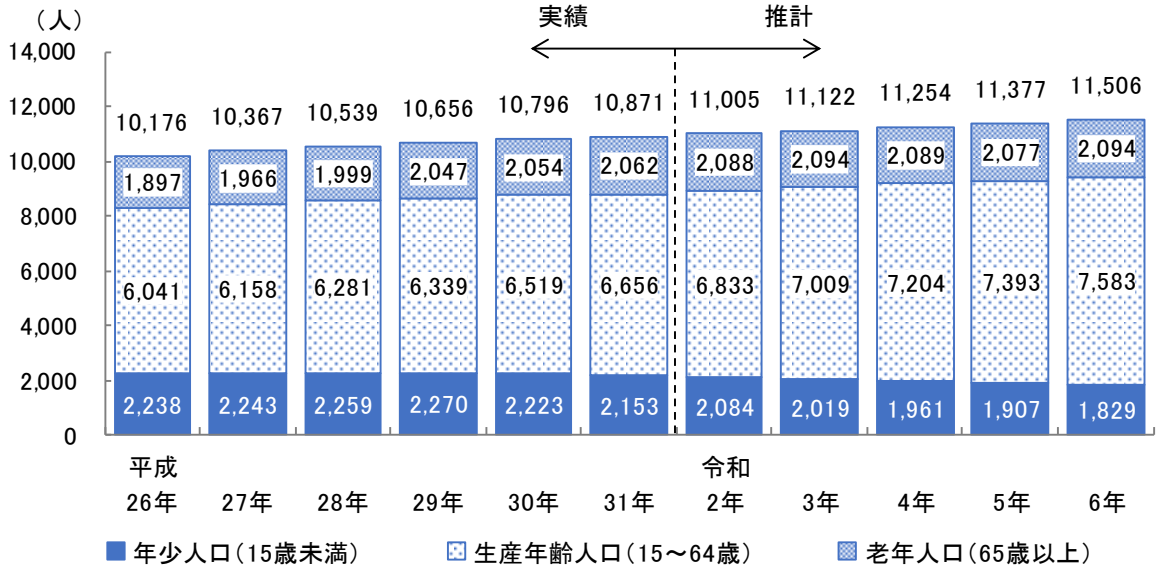

資料：住民基本台帳（各年３月末現在）※人口推計は住民基本台帳を元に計算したもの

【年齢３区分別人口構成の割合の推移】

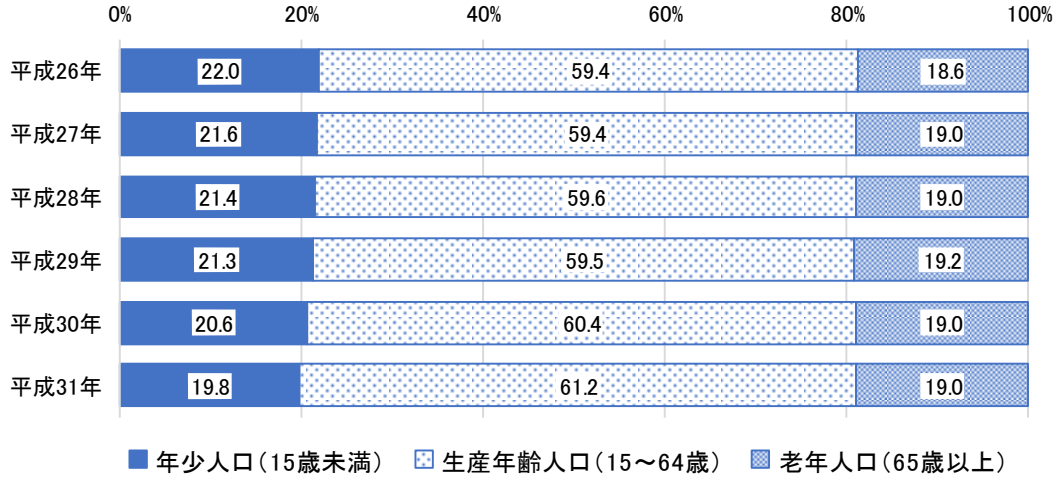

資料：住民基本台帳（各年３月末現在）

2　子どもの人口の状況

（１）子どもの人口の推移と推計

本町の子どもの人口の推移と推計をみると、０歳児から５歳児の人口は平成 26 年以降減少傾向にあり、平成 31 年３月末現在で 674 人となっています。

今後の人口推計では、平成 31 年以降も減少傾向にあるものの、減少数はゆるやかになると推測されます。

【子どもの人口推移と推計】

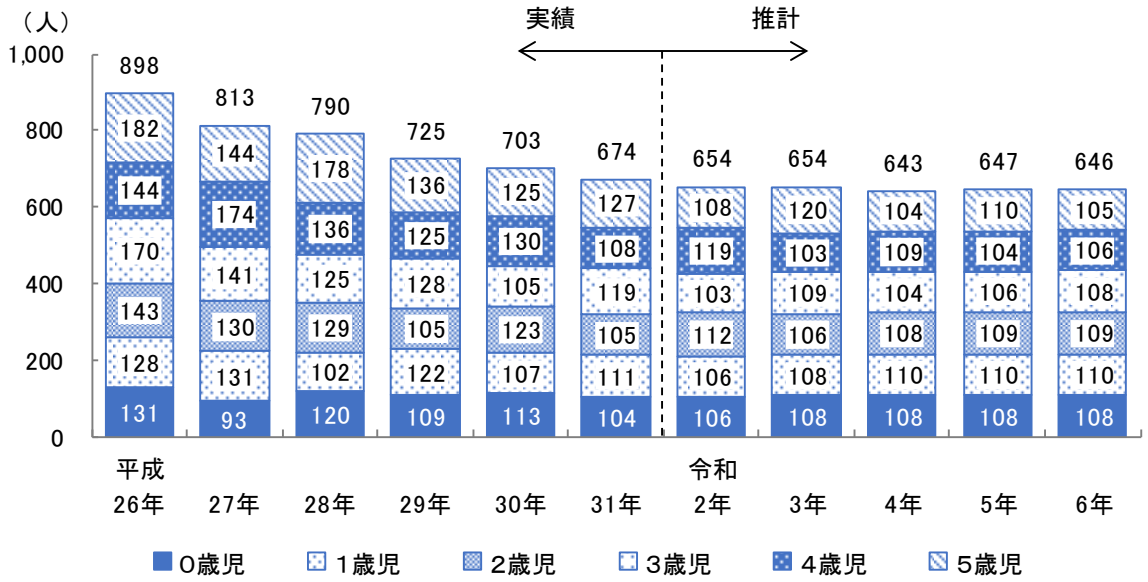

資料：住民基本台帳（各年３月末現在）※人口推計は住民基本台帳を元に計算したもの

3　世帯の状況

（１）世帯構成の状況

本町の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も多く、平成 22 年まで増加傾向にありましたが、平成 27 年で横ばいとなっています。一方、単独世帯の占める割合は横ばいでしたが、平成 27 年で増加しており、世帯規模の縮小化が進む傾向にあります。

【世帯構成の推移】

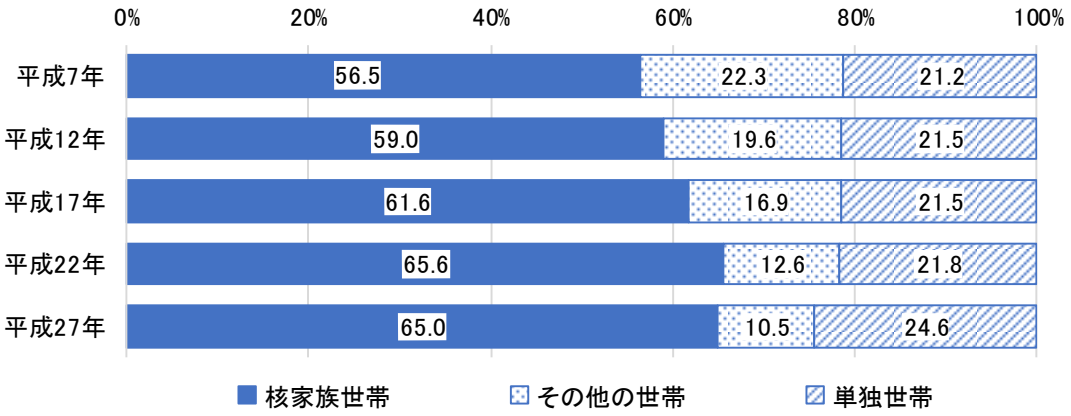

資料：国勢調査（各年）

（２）婚姻等の状況

婚姻等の状況の推移をみると、婚姻の件数は 50～70 組で推移し、離婚件数は 15 組前後で推移しています。

【婚姻等の状況】

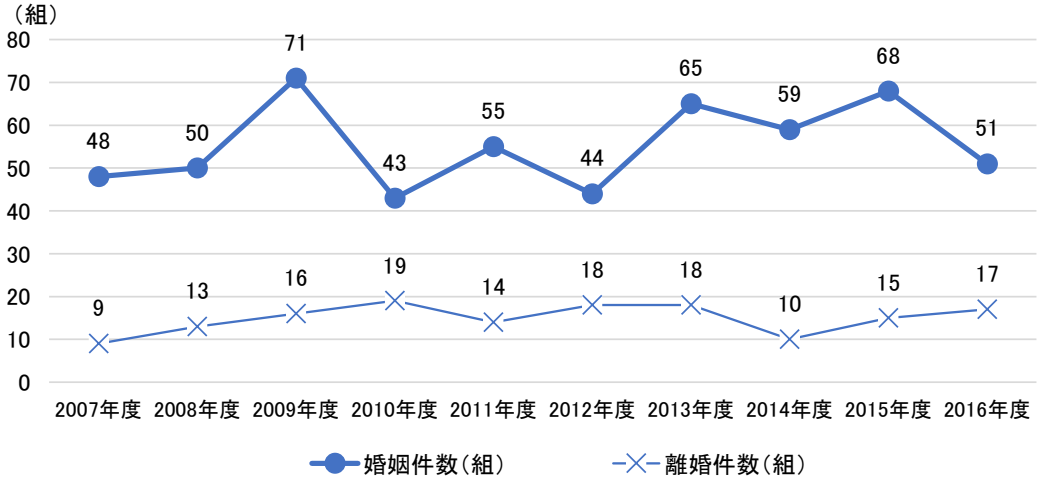

資料：人口動態統計（各年）

4　女性の労働状況

（１）女性の年齢別労働力率

年齢別に女性の労働力率をみると、平成 22 年と比べて平成 27 年は概ね割合が上回っており、30 歳代の割合が 60%を上回り、いわゆる「M 字カーブ」が平成 17 年、平成 22 年に比べて緩やかになってきています。

【女性の年齢別労働力率】

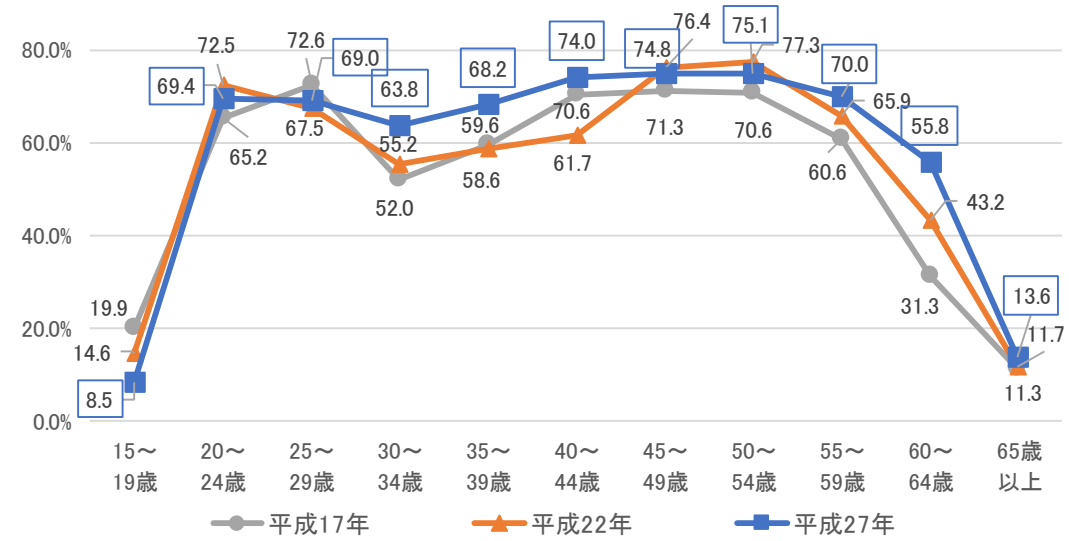

資料：国勢調査（各年）

（２）女性の未婚･既婚別労働力率

女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の 25 歳から 34 歳において、30 ポイント以上労働力率が高くなっており、結婚に伴った休職・退職する女性が多いことがうかがえます。

【女性の未婚・既婚別労働力率】

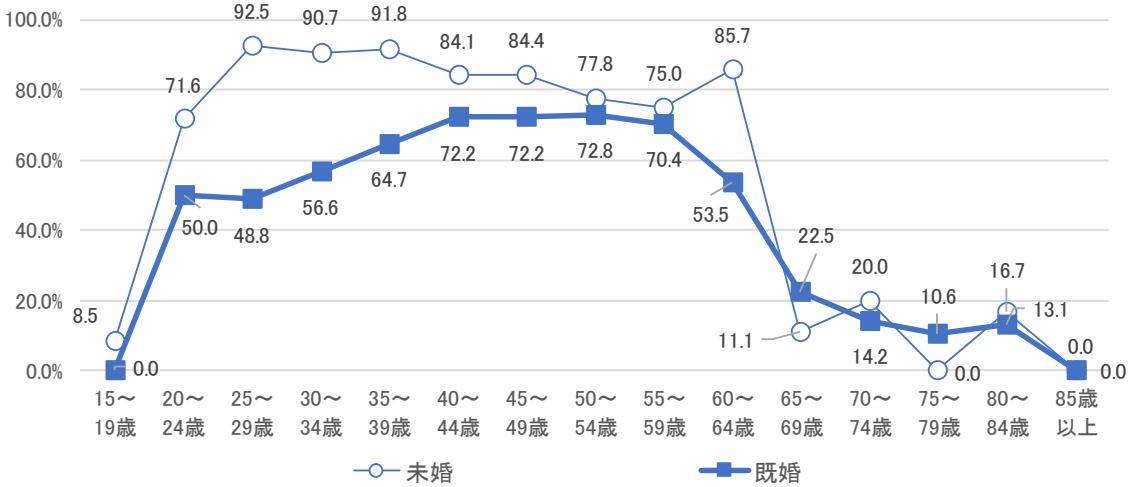

資料：国勢調査（平成 27 年）

5　出生の状況

（１）出生数の推移

出生数は、平成 21 年以降、増減を繰り返し、平成 26 年に 96 人にまで減少しましたが、平成 29 年現在では 111 人となっています。

【出生数の推移】

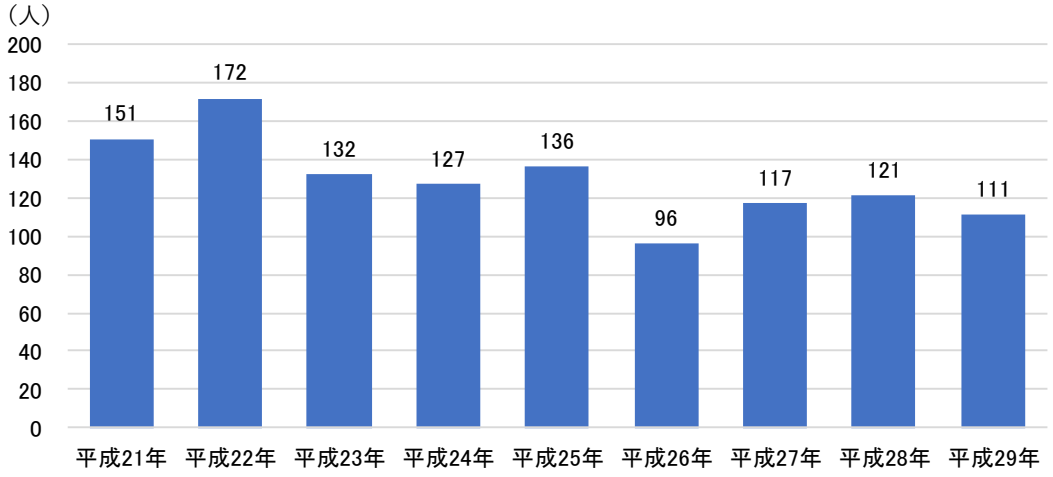

資料：三重県衛生統計年報

（２）合計特殊出生率の推移

女性が一生のうちに産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成 22 年の 2.29 をピークに増減を繰り返し、平成 29 年には 1.90 となっています。

【合計特殊出生率の推移】

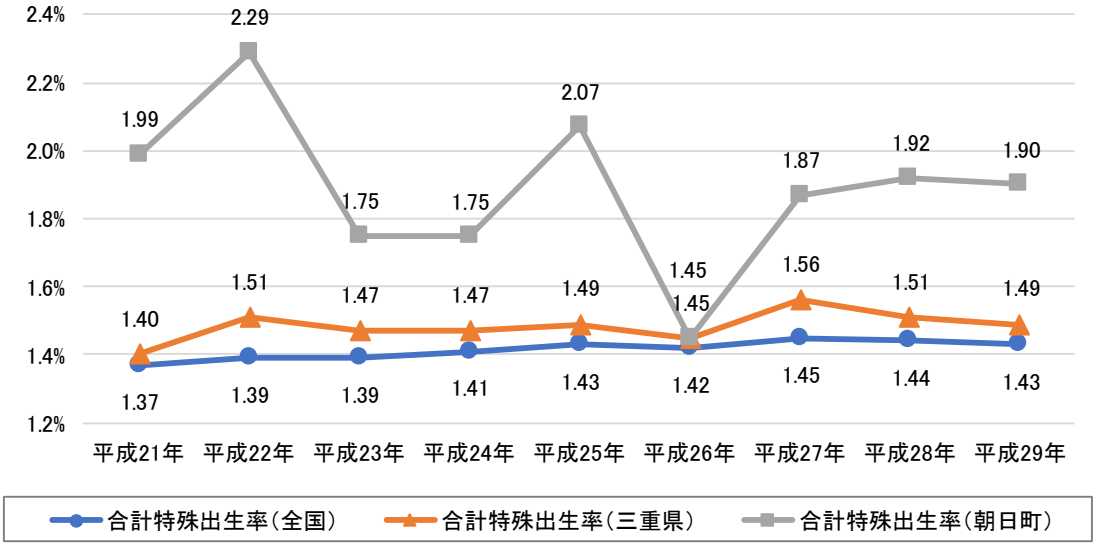

資料：三重県衛生統計年報（各年）

6　アンケートから見られる現状

（１）同居者の状況

お子さんが一緒に住んでいる人、またはお子さんの近所に住んでいる人について、就学前児童、小学生児童ともに「父と母と一緒に住んでいる」が最も多く、それぞれ９割を超えています。また、「祖母が近所に住んでいる」「祖父が近所に住んでいる」が続いて多くなっており、就学前児童、小学生児童ともに２割前後の割合となっています。

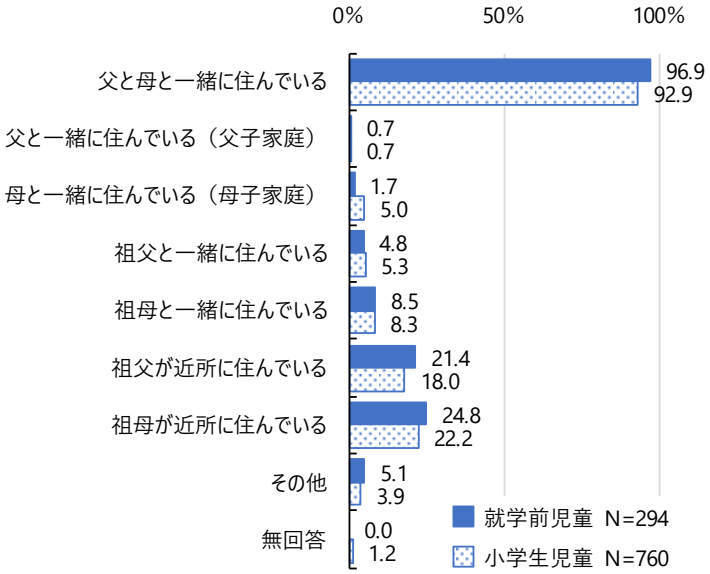

（２）子どもをみてもらえる人の有無

日頃、お子さんをみてもらえる人の有無について、就学前児童、小学生児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く６割を超えています。

就学前児童では「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が、小学生児童では「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が２割以上となっています。

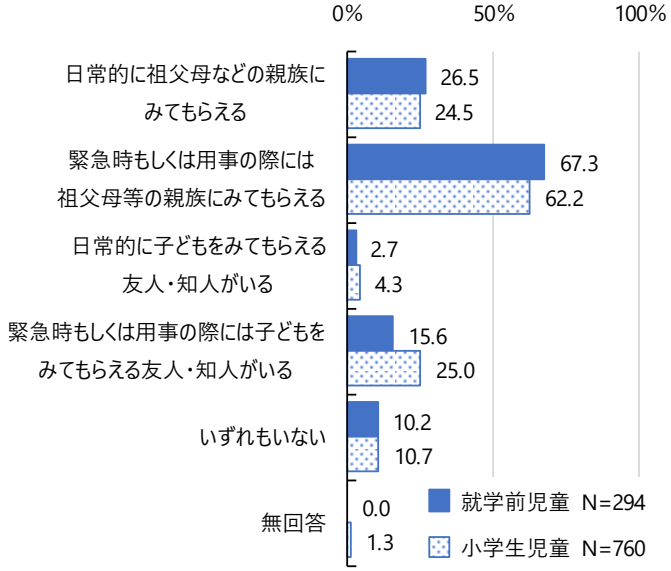

（３）保護者の就労状況

就学前児童の保護者の現在の就労状況について、母親は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が３割強で最も多くなっています。

また、フルタイム、パートタイム等“就労中”の人は６割以上となっています。

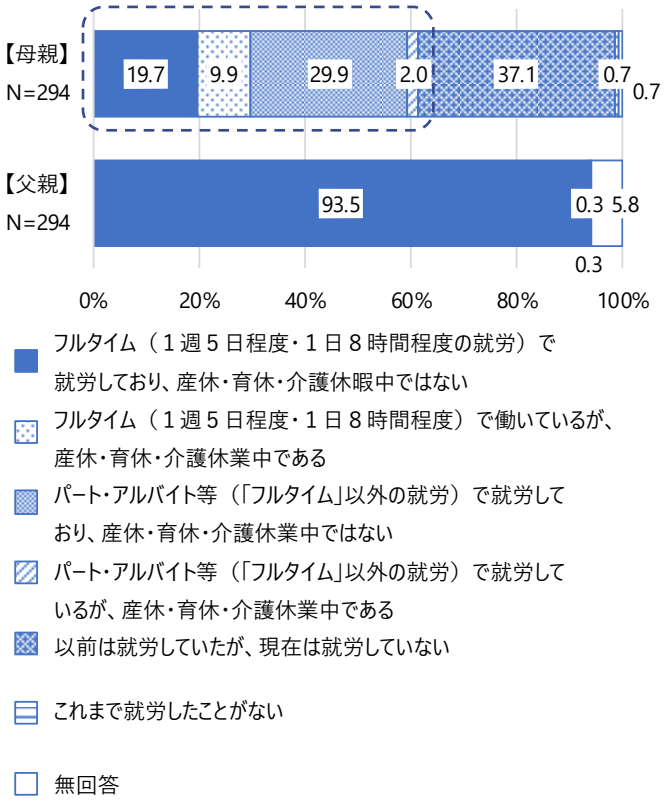

【フルタイムへの転換希望】

『パートタイム・アルバイト等』で働いている母親のフルタイムへの転換希望について、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」が６割以上と最も多く、次に「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない）」が２割程となっています。

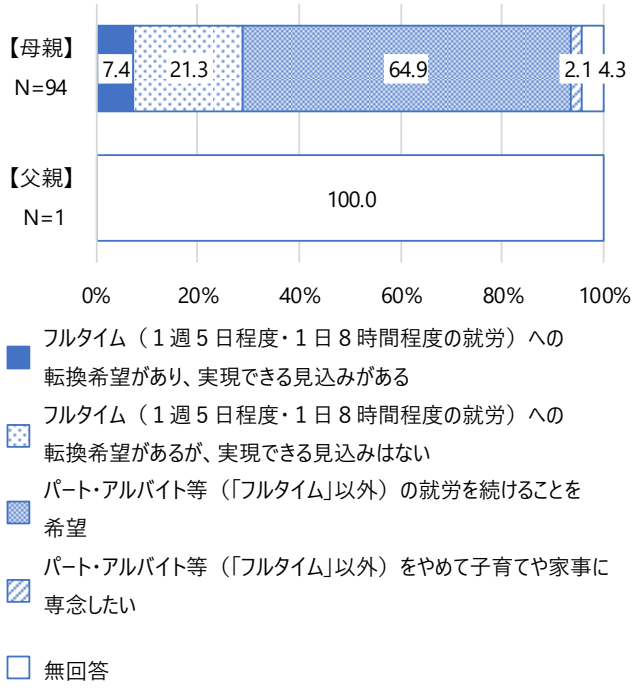

【現在、就労していない方の就労希望】

現在就労していない母親の就労希望について、一番下の子どもが何歳かになった頃に就労したいと思っている人が５割以上で最も多く、具体的な年齢については３歳が最も多くなっています。

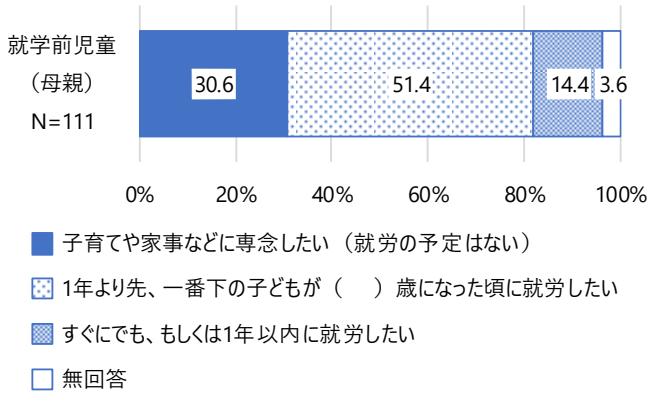

（４）幼児教育･保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化の実施により利用したいサービスは、「幼稚園」が３割強、「保育所」が約３割とこの２か所で多くなっています。

また、無償化については「３～５歳ではなく、すべての年齢で無償化にしてほしい」などの意見があがっています。

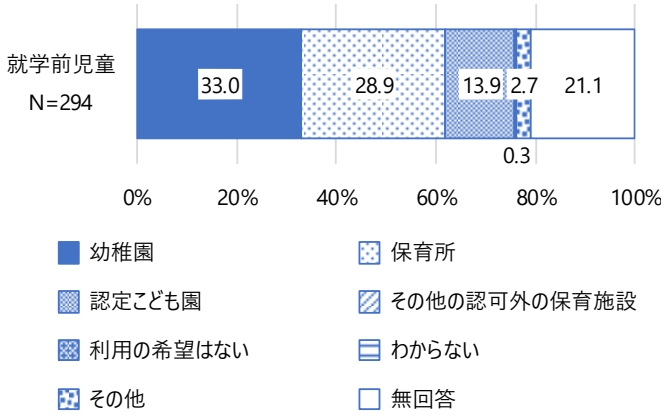

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本計画は、第１期子ども子育て支援事業計画の基本理念を継承するとともに、朝日町子ども・子育て会議、子育て支援に関するアンケート調査の結果を踏まえ、本町の目指す将来像として次のように基本理念を定めます。

地域の未来をみんなで育てる
子育て支援のまち
あさひ

子どもの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識を持ちつつ、子どもたちが健やかに成長できるまちを実現するとともに、親世代にとって安心して子どもを生み育てることができるように、社会全体で支援していこうとするものです。子ども・子育て支援事業計画は、子どもの最善の利益が尊重される社会の実現、すなわち子どもの生存と健全な発達が保障される社会をめざす計画としていく必要があります。今日、子どもたちを取り巻く環境には、いじめ、虐待、貧困、不登校など様々な問題が生じています。これらは、子どもの成長や発達にも影響を与えるため、子どもを守り、その成長を支える取り組みの充実が必要です。

この理念に基づき、家族、地域、事業所、関係団体・関係機関、行政等が互いの役割を果たしながら、地域の宝である子どもたちの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの成長や発達に応じた支援及び整備を行い、その成長を見守り支えることで、安心して子育てに取り組み、子どもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現を目指します。

2　基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会で子ども・子育て支援を実施する新しい仕組みの構築が必要となっています。

基本理念「地域の未来をみんなで育てる　子育て支援のまち　あさひ」の実現に向けて、次の３つの基本目標を柱として施策を展開します。

基本目標１　地域で子育てを支える環境づくり

本町は自然が豊かで歴史や伝統がある町であり、地域で声を掛け合い、見守り支えあう町でもあります。地域のさまざまな人が子育てに関心をもち、子育て支援に関わる多様な機関・団体が連携を図ることで、地域ぐるみの子育て支援を推進します。

基本目標２　子どもたちがいきいきと成長できる環境づくり

本町の子どもたちが就学前からの切れ目ない質の高い教育や保育を受けることのできる環境づくりを進めるとともに、本町の豊かな自然や地域の人々とのふれあいを通じて、生命の尊さや互いを思いやることの大切さを学ぶことができる環境づくりを進めます。

基本目標３　安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

子どもと子育て中の親が安心して日常生活を送れるよう、また、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、親子が安全に暮らせる生活環境の整備を推進します。また、障がいのある子どもや、ひとり親家庭等、とくに支援が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた支援を充実させていきます。

第４章　子ども･子育て支援の取組･事業

1　施策の体系

基本理念	基本目標	重点施策	施策の方向
地域の未来をみんなで育てる　子育て支援のまち　あさひ	地域で子育てを支える環境づくり	1 子育て支援地域づくり	①子育て支援についての意識啓発
			②地域活動を通じた子育て支援の促進
			③子育てボランティアやサークル活動の支援育成
			④子育て支援活動等への男性の参加の促進
		2 仕事と家庭の両立の推進	①仕事と子育ての両立における男性の意識啓発
			②企業等における子育て支援の促進
		3 子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり	①安全で安心して生活できる環境づくり
			②地域ぐるみでの安全活動促進
			③子ども自身の防犯意識の高揚
			④子どもにとって有害な環境の解消
			⑤子育てバリアフリーの推進
		4 児童虐待防止体制の充実	①児童虐待を未然に防ぐ対策の強化
			②保護救済体制の充実
			③子どもの権利への正しい理解の促進
	子どもたちがいきいきと成長できる環境づくり	1 家庭における子どもの成長への支援	①親の学習機会の充実
		2 学校（園）における子どもの成長への支援	①人間形成の基盤となる就学前教育の充実
			②子どもの生きる力を育む学校教育の推進
			③子ども自身の声をきく相談の充実
		3 子どもの自主的活動を通じた成長への支援	①地域活動等への参加促進
			②子どもの遊び場の充実
			③年齢に応じた居場所の確保
		4 次代の親としての成長への支援	①親となる心を育む学習の充実
			②思春期保健対策の充実
	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	1 子育て支援サービスの充実	①仕事との両立を支援するサービスの充実
			②子育て負担を軽減するサービスの充実
			③緊急時にも対応できるサービスの充実
			④親子で交流できる場づくり
		2 子育て家庭を支える相談･情報提供の充実	①相談体制の充実
			②情報提供体制の充実
		3 親子の健康づくりのためのサービスの充実	①妊娠期からの一貫した健康づくりへの支援
			②子どもの年齢に応じた健康づくりへの支援
			③小児医療体制の充実
		4 様々な子育て家庭への生活支援	①ひとり親家庭の子育ての支援
			②障がい児がいる家庭の子育てへの支援
			③子育て家庭の経済的負担の軽減

2　施策の展開

基本目標１　地域で子育てを支える環境づくり

1　子育て支援地域づくり

家庭における子育ての不安や悩みを解消していくため、相談支援や子育ての学習の機会、交流の場を設けます。

ボランティアを含め、さまざまな主体が子育てに関心を持ち、地域ぐるみで子育てに関わる環境をつくります。

▶具体的施策

①子育て支援についての意識啓発

事業名	事業概要	担当課等
子育て支援連絡協議会	子育て支援連絡協議会において関係機関との連携を図り、子育て支援の啓発を行います。	子育て健康課

②地域活動を通じた子育て支援の促進

事業名	事業概要	担当課等
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の充実	場所の確保を図り、保育士・保健師等による子育て相談やベビーマッサージを行うことで子育て支援を充実します。	あさひ園 子育て健康課
子育て世代包括支援センター	母子保健や育児に関する様々な悩み等を円滑に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	子育て健康課

③子育てボランティアやサークル活動の支援育成

事業名	事業概要	担当課等
地域ぐるみの子育て環境の整備	子育て支援連絡協議会を中心とし、学童保育児童や障がい児を対象とする事業及び活動を充実します。	子育て健康課

④子育て支援活動等への男性の参加の促進

事業名	事業概要	担当課等
講座の充実	小学校１年生から６年生とその保護者を対象に、親子料理教室「ぱぱっとランチ」を実施し、親子で楽しい料理実習を通して、家族のコミュニケーションや役割分担を考えます。	企画情報課

2　仕事と家庭の両立の推進

国、県、関係団体等との連携を図りながら就労者、事業者、町民等の固定的な役割分担意識や職場優先の意識を改革するための広報・啓発活動や教室の開催を積極的に推進します。

育児休業制度や次世代育成支援対策推進法等の関係法制度に関する各事業者への啓発活動を進めるとともに、就労者がその理解を深めることで、制度の定着を図ります。

▶具体的施策

①仕事と子育ての両立における男性の意識啓発

事業名	事業概要	担当課等
パパ・ママ教室 （マタニティ教室②）	パパ・ママ教室により、男性の子育てに対する意識啓発を行います。	子育て健康課

②企業等における子育て支援の促進

事業名	事業概要	担当課等
子育て支援についての情報提供	育児休業制度や介護休業制度に関する情報提供に努め、周知します。	子育て健康課
母性健康管理指導事項連絡カードの普及啓発	妊娠した女性とおなかの赤ちゃんを守るため、医師等から母体または胎児の健康保持などについて受けた指導を職場に的確に伝達する「母性健康管理指導事項連絡カード」を普及啓発します。	子育て健康課

3　子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもを犯罪等から守るため、防犯カメラや警報機を設置し、維持管理を行います。
また、不審者情報の発信やパトロールの実施など安全への意識を高める事業を展開します。

▶具体的施策

①安全で安心して生活できる環境づくり

事業名	事業概要	担当課等
防犯設備	防犯灯等の設置、維持・管理を行います。また、地下道に設置された防犯カメラや警報機の維持管理を行います。	総務課 産業建設課

②地域ぐるみでの安全活動促進

事業名	事業概要	担当課等
子ども 110 番の家の設置促進	企業や店舗、個人に設置を依頼し、犯罪行為から子どもたちを一時的に保護し、警察に通報します。子どもの通学路を重点とし、設置数の増加を推進していきます。	生涯学習課
防犯ブザーの配布	新一年生に対して防犯ブザーの配布を実施しています。（朝明ライオンズクラブ様寄贈）	教育課
不審者情報等のメール配信	登録者に対し、保育園・幼稚園・小学校・中学校が不審者情報のメールを配信し、注意喚起を行っています。	教育課
通学時の交通安全指導	四日市北交通安全協会朝日支部と連携し、交通指導を実施しています。	総務課

③子ども自身の防犯意識の高揚

事業名	事業概要	担当課等
防犯体制の強化	警察と連携し、情報の提供や防犯について周知します。	総務課

④子どもにとって有害な環境の解消

事業名	事業概要	担当課等
地域での見守り活動の推進	地域での見守隊の活動を支援しています。	企画情報課
朝日町少年補導委員による パトロール	夜間パトロール活動や警察との情報交換を行います。	生涯学習課

⑤子育てバリアフリーの推進

事業名	事業概要	担当課等
道路・施設等のバリアフリー化	トイレの洋式化や段差の昇降などに配慮し、バリアフリー化を図ります。	教育課 生涯学習課 あさひ園 防災保全課 産業建設課

4　児童虐待防止体制の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大します。

▶具体的施策

①児童虐待を未然に防ぐ対策の強化

事業名	事業概要	担当課等
要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童対策地域協議会を通じ、関係機関との連携を図り、児童及び保護者への支援を行います。	子育て健康課
こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後４か月までのすべての乳児のいる家庭を対象に訪問を実施し、育児不安の解消を図ります。	子育て健康課
妊婦一般健康診査事業	安全・安心に妊娠期を過ごすため、医療機関に委託して健康診査を実施し、健康管理体制を確立します。	子育て健康課
乳幼児健康診査事業	疾病・障がいの早期発見・早期療育、日常生活指導を行うとともに親子関係・親子の心の状態の観察、相談を行い、虐待の未然防止・早期発見システムを構築します。	子育て健康課

②保護救済体制の充実

事業名	事業概要	担当課等
要保護児童対策地域協議会の充実（再掲）	要保護児童対策地域協議会を通じ、関係機関との連携を図り、児童及び保護者への支援を行います。	子育て健康課

③子どもの権利への正しい理解の促進

事業名	事業概要	担当課等
「児童の権利に関する条約」の宣伝普及	未来を担う子ども一人ひとりの権利を守り育むため、「子どもの権利条約」に関して、各種啓発事業を推進することにより、住民の認識を深め、子どもの権利擁護の推進を図ります。	子育て健康課
人権・同和教育講座などの開催	人権センター及び人権プラザが企画・運営して、人権・同和教育講座、講演会、学習会などを開催します。	保険福祉課 教育課 生涯学習課

基本目標２　子どもたちがいきいきと成長できる環境づくり

1　家庭における子どもの成長への支援

地域の社会資源を活用しながら、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるため、保護者が学校運営に参加・支援する仕組みづくりを推進します。

▶具体的施策

①親の学習機会の充実

事業名	事業概要	担当課等
郡ＰＴＡ補助	三重郡内ＰＴＡ活動への補助を行います。また、三重郡内ＰＴＡの連絡調整を行うことにより、本町のＰＴＡ活動の推進を図っています。	教育課
小学校ＰＴＡ補助	小学校ＰＴＡ活動が円滑に行えるよう、補助します。	教育課
中学校ＰＴＡ補助	中学校ＰＴＡ活動が円滑に行えるよう、補助します。	教育課

2　学校（園）における子どもの成長への支援

児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育活動を展開していきます。

また、児童・生徒が学校以外の場で、様々な文化や芸術に親しむ機会、異なる世代や価値観を持つ人々との交流、自然との触れ合いなど、様々な体験を通して豊かな人間性や社会性を育む機会を提供します。

さらに社会に参加、貢献する喜びを実感できるよう、地域活動ボランティアなどに参加する機会の拡充を図ります。

▶具体的施策

①人間形成の基盤となる就学前教育の充実

事業名	事業概要	担当課等
教育・保育の充実	園での生活環境の中で、園児一人ひとりがもつ様々な可能性を引き出し、自発性や自主性及び主体性を育み生涯にわたっての人格形成の基礎を培います。	あさひ園
異年齢交流の充実	異年齢の園児が、自由活動、園外保育等の行事で交流し、豊かな人間性や社会性を育みます。	あさひ園
多世代交流事業の充実	老人クラブの方と、いも植えやいも掘りや伝統あそびなど交流し、自然とのふれあいなど、様々な体験をします。また、老人施設で、園児が歌や手あそびの発表をすることで、社会に参加貢献する喜びを体験します。	あさひ園

②子どもの生きる力を育む学校教育の推進

事業名	事業概要	担当課等
学力検査事務委託	ＣＲＴ学力検査を実施、結果を分析し、「強み」「弱み」を踏まえた指導支援を行うことにより、個々の持つ「学力」における長所及び短所の伸張を図ります。	教育課
北勢地区私学振興補助	本町居住の生徒が在学する北勢地区私立高等学校へ補助し、公立と私立間の格差是正を行います。	教育課
総合的な学習	総合的な学習を通して、地域の人々とふれあい、福祉体験や自然に親しむ体験的な活動を進め、豊かな人間性を育成します。	教育課
農業体験学習	米作りを通して環境保全や食料生産についての体験的な活動を行い、日本の農業について考える基盤をつくります。	教育課
児童・生徒の活動支援事業	児童・生徒の体育及び文化活動での交流を図ります。	教育課

事業名	事業概要	担当課等
芸術・文化ふれあい事業	国際化社会に対応できる、日本の伝統や新しい文化を理解できる児童を育成します。	教育課
自然教室の開催	学校や家庭・地域ではできない体験活動の場として自然教室を開催します。	教育課
ボランティア活動など体験学習	ボランティア活動や職場体験活動等の体験学習を通じ、豊かな心の育成を図ります。	教育課
英語活動の推進	国際公用語の英語との良い出会いと学びを大切にするため、外国人講師を活用し、園児・小学生からの外国語（英語）活動の推進・充実を図り、国際理解教育の推進と、国際性を養成する教育に努めます。	教育課
日本語適応指導員の配置	外国人の児童生徒を支援するため、学校（園）へ日本語適応指導員を配置します。	教育課
環境教育の推進	よりよい環境の創造のための実践的態度・能力の育成のために、清掃活動等、環境教育の推進に努めます。	教育課
特色ある学校づくりの推進	校長から学校づくりビジョンのヒアリングを行い、特色ある学校づくりを推進します。	教育課
学校づくり協力者会議	学校（園）と保護者・地域住民等が互いに連携して信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や子どもたちの健全育成への取り組みを行います。 また、コミュニティ・スクールの実現に向け改善していきます。	教育課 あさひ園
教職員の資質の向上	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業改善及び子どもたちの課題解決のための研修を行います。	教育課
特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。	あさひ園 小学校 中学校

③子ども自身の声をきく相談の充実

事業名	事業概要	担当課等
心の相談員の配置	専門の職員を配置し、子どもの成長や子育ての不安を取り除く支援を行います。	教育課 あさひ園

3　子どもの自主的活動を通じた成長への支援

子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行います。

また、地域で子どもに関する様々な活動を行っている民間団体や行政機関がそれぞれの立場を超え、協力していくことができるよう支援を行います。

▶具体的施策

①地域活動等への参加促進

事業名	事業概要	担当課等
各種団体の育成支援	子ども会やスポーツ少年団、総合型スポーツクラブ等が自主性・民主的な地域に根ざした活動ができるように支援しその育成を図ります。	生涯学習課

②子どもの遊び場の充実

事業名	事業概要	担当課等
児童館の運営・管理	子どもたちが安全・安心に利用できる施設として、児童館を管理・運営します。	子育て健康課
公園の維持・管理	子どもたちが安全に遊べる場を確保するように努めます。	子育て健康課 企画情報課

③年齢に応じた居場所の確保

事業名	事業概要	担当課等
子ども居場所づくり事業	学校週休２日制に伴う子どもの居場所を確保します。また、事業委託を行うことでも居場所づくりを図っています。	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業	放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、宿題や軽スポーツ、遊びを実施しています。また、安全を重視するため、中・高学年の下校時に合わせて終了時刻を設定しています。	生涯学習課

4　次代の親としての成長への支援

保護者や子どもに対して、性に関する正しい知識を普及し、親子でそれらについて話し合うことの重要性を伝えていく必要があります。また、友人やマスメディアからの影響を受けやすい時期でもあるため、学校、地域、家庭の連携により、飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に努めます。さらに、学校や関係機関と連携し、健全な青少年の育成を図ります。

▶具体的施策

①親となる心を育む学習の充実

事業名	事業概要	担当課等
青少年育成町民会議	広く町民の総意を結集し、行政施策と呼応して次世代を担う青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課
幼児との触れ合い体験学習	生徒が幼児の生活に関心をもち、課題をもって幼児の生活に役立つものを製作したり、一緒に遊んだりするなどのふれあい体験を通して、幼児への理解と関心を高めるとともに、幼児と適切に関わることができるようにしています。	教育課

②思春期保健対策の充実

事業名	事業概要	担当課等
思春期の保健対策の強化と健康教育	喫煙や薬物等に関する教育、命の大切さ・心の問題に対する取り組みの充実を図ります。また、健康的な生活習慣の確立を推進します。	教育課

基本目標３　安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

1　子育て支援サービスの充実

多様化する保育ニーズや働き方に対応できるよう、保育施設の維持・管理に努めるとともに、延長保育、緊急一時保育などの保育サービス、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）などを充実します。また、すべての子育て家庭が不安や負担を抱え込むことなく子育てできるように、子育て支援サービスの充実を図ります。

▶具体的施策

①仕事との両立を支援するサービスの充実

事業名	事業概要	担当課等
広域保育事業	本町で受け入れが困難な児童に対し、広域委託にて保育を可能にしています。	あさひ園
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後において、子どもの遊びや生活の場を確保し、健全な育成を図ります。	子育て健康課
通常保育業務	保育を必要とする家庭に対し、保育サービスを提供します。	あさひ園
延長保育事業	通常保育時間外で保育が必要な家庭に対し、保育サービスを提供します。	あさひ園
放課後子ども教室推進事業（再掲）	放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、宿題や軽スポーツ、遊びを実施しています。また、安全を重視するため、中・高学年の下校時に合わせて終了時刻を設定しています。	生涯学習課
あさひ園の機能強化	実際の受け入れ園児数に伴い、必要な施設整備や人員配置を行い、より安心できる保育・幼児教育が行えるように機能強化を図ります。	あさひ園

②子育て負担を軽減するサービスの充実

事業名	事業概要	担当課等
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	子育て支援センターを活用し、子育て家庭の交流の場を提供します。また、保健師等による子育て等に関する相談、援助を実施します。	子育て健康課 あさひ園
通常保育事業（再掲）	保育を必要とする家庭に対し、保育サービスを提供します。	あさひ園
延長保育事業（再掲）	通常保育時間外で保育が必要な家庭に対し、保育サービスを提供します。	あさひ園

事業名	事業概要	担当課等
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	ファミリー・サポート・センターによる育児サポートを実施します。	子育て健康課
緊急一時保育	冠婚葬祭や急病等、緊急的に保育が必要になったときに保育園にて子どもを預かります。	あさひ園
放課後子ども教室推進事業（再掲）	放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、宿題や軽スポーツ、遊びを実施しています。また、安全を重視するため、中・高学年の下校時に合わせて終了時刻を設定しています。	生涯学習課
児童手当の給付	国の制度に基づき児童手当を給付します。	子育て健康課
障がい児保育・療育	保育士の加配や障がいに関する専門の知識を有する職員を配置し、保育園や幼稚園における障がい児の受入体制や相談体制を充実し、就学前児童に対して適切な保育・療育を実施します。また、そのために必要な保育士の人員配置、支援が行いやすい施設の整備に努めます。	子育て健康課 あさひ園 教育課

③緊急時にも対応できるサービスの充実

事業名	事業概要	担当課等
緊急一時保育（再掲）	冠婚葬祭や急病等、緊急的に保育が必要になったときに保育園にて子どもを預かります。	あさひ園
緊急サポートネットワーク事業	共働き、働くひとり親の方に対し、サポートセンターを通じて、緊急時の一時預かり、宿泊預かり等を実施します。	子育て健康課

④親子で交流できる場づくり

事業名	事業概要	担当課等
児童館運営	親子の交流や子ども同士、親同士の交流ができる機会を提供します。	子育て健康課

2　子育て家庭を支える相談･情報提供の充実

　すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、きめ細かな子育て支援サービスを提供するとともに、身近なところで子育てについて相談できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

▶具体的施策

①相談体制の充実

事業名	事業概要	担当課等
看護師の配置	保育園に看護師を配置し、保護者の子育てに対する不安を解消します。	あさひ園
心の相談員の配置（再掲）	心の相談員を配置し、子どもの成長や子育ての不安を取り除く支援を行います。	教育課 あさひ園

②情報提供体制の充実

事業名	事業概要	担当課等
健康カレンダーの作成・配布	健康カレンダーを作成し、各種教室や健康診査のお知らせを行います。	子育て健康課

3　親子の健康づくりのためのサービスの充実

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

▶具体的施策

①妊娠期からの一貫した健康づくりへの支援

事業名	事業概要	担当課等
母子保健事業	母子健康手帳の交付、相談事業、健康教育、健康診査、訪問指導等により、母子に関する疾病予防・健康の保持増進を図り、安心して子どもを産み育てることができるように支援します。	子育て健康課
妊婦一般健康診査事業（再掲）	安心・安全に妊娠期を過ごすため、医療機関に委託して健康診査を実施し、健康管理体制を確立します。	子育て健康課
こんにちは赤ちゃん訪問事業（再掲）	生後４か月までのすべての乳児のいる家庭を対象に訪問を実施し、育児不安の解消を図ります。	子育て健康課
乳児一般健康診査	乳児の発育・発達の異常を早期に発見し、適切な医療と保健指導を実施します。	子育て健康課
１歳６か月児健康診査事業	幼児期の身体発育及び精神発達を確認し、必要に応じた指導を行います。生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する相談・指導などを行い、幼児の健康の保持増進を図ります。	子育て健康課
２歳児歯科検診事業	１歳６か月児健診から３歳児健診の２年間でむし歯の罹患率が急速に増加していることから、２歳児に歯科検診・健康教育を実施し、むし歯を予防します。	子育て健康課
３歳児健康診査事業	身体発育及び精神発達の面から大切な時期でもある３歳児に総合的な健診を実施し、子どもの健全育成、保育者への育児支援を行います。	子育て健康課

②子どもの年齢に応じた健康づくりへの支援

事業名	事業概要	担当課等
三重郡学校保健事業	園医・歯科医・薬剤師・園関係者を対象に三重郡内の園児の健康に関わる啓発活動及び研修活動を行い、幼稚園における保健衛生及び安全教育の充実を図ります。	教育課
独立行政法人日本スポーツ振興センター事業	園の管理下における災害に関する必要な給付金及び健康保持推進を図ります。	教育課 あさひ園
予防接種	ヒブ、小児用肺炎球菌、Ｂ型肝炎、４種混合、２種混合、ＢＣＧ予防接種、ＭＲ（麻疹・風疹）、日本脳炎などを実施し、感染症の予防を行います。	子育て健康課
健康教育の推進	児童の心身の発達、健康な体について考え、健康教育の推進を図ります。	教育課
食育の推進	日常の給食指導の他、食べることへ興味を持たせ、大切さを伝えます。献立表・給食だよりの配布など、保護者に向けても食生活について啓発を行い、食生活改善推進員と連携しながら園、学校において食育の推進を図ります。	教育課 あさひ園
食生活相談・指導の充実及び栄養改善事業の推進	食生活の相談及び個別指導の充実及び正しい栄養知識の普及を図ります。	子育て健康課
睡眠の確保に対する啓発	「早ね・早起き・朝ごはん」の啓発により、子どもやその親に対する睡眠についての適切な知識の普及を図ります。	教育課 あさひ園

③小児医療体制の充実

事業名	事業概要	担当課等
不妊治療費等の補助	不妊治療等を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を補助します。	子育て健康課
乳幼児等医療費助成	乳幼児等医療費助成により、経済的負担の軽減を図ります。平成 24 年９月１日から対象者を中学修了前の児童に拡大しました。	子育て健康課
救急医療の確保	病院郡輪番制病院運営費を負担し、休日夜間の医療を確保します。	子育て健康課
医療情報提供の充実	救急情報システムにより、医療機関の情報を提供します。	子育て健康課

4　様々な子育て家庭への生活支援

ひとり親家庭での経済的な問題や、父子家庭における家事や子育てに不慣れなことによる問題などを抱えているケースが少なくありません。ひとり親家庭の親や子が安心して暮らしていけるよう、精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実していきます。

また、障がい児や発達に偏りのある児童の自立には、乳幼児期からの継続的な支援が重要であるため、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制を充実します。

加えて、すべての子育て家庭における経済的支援として福祉医療費の助成を行います。

▶具体的施策

①ひとり親家庭の子育ての支援

事業名	事業概要	担当課等
ひとり親家庭相談の充実	（県）母子・父子自立支援員を活用し、ひとり親家庭等に対する福祉向上のため、多様な生活相談に応じられる体制を確保します。	子育て健康課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て健康課
児童扶養手当の給付等	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当支給等による自立生活の支援を行い、児童の心身の健やかな成長に寄与します。	子育て健康課
就労指導の充実及び就労の場の確保	経済的事情で児童の養育が十分できないひとり親に、（県）母子・父子自立支援員による生活指導を行いながら、実社会で自立し、生活できるよう援助します。また、県事業を活用し、ひとり親家庭に対し、職業能力の開発支援、修業期間中の生活支援を実施し、安定した就労を促進します。	子育て健康課

②障がい児がいる家庭の子育てへの支援

事業名	事業概要	担当課等
特別支援教育推進事業	園児、児童、生徒、保護者及び職員を対象に、各園及び各学校において、特別支援教育サポートセンターの支援を受けて、巡回相談、保護者面談及び研修会等を実施します。	教育課
障がい者自立支援センター運営	日常生活の支援、相談への対応、地域交流活動などを行うことにより、障がい者（児）の介護者への一時的休息、将来的な自立、社会参加及び社会復帰の促進を図ります。	保険福祉課 子育て健康課

事業名	事業概要	担当課等
児童発達支援事業	療育の観点から集団療育及び個別療育が必要な就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を実施します。	子育て健康課
放課後等デイサービス事業	学校に就学している障がいのある子どもに対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援等を継続的に提供することにより、子どもの自立を促進するとともに、子どもの居場所づくりを行います。	子育て健康課
育児相談	保健福祉センターにおいて、保健師・管理栄養士・助産師・心の相談員等による育児相談を開催しています。	子育て健康課
療育相談	みえ発達障がい支援システムアドバイザー、保健師等による療育に関する相談を随時行います。	子育て健康課
すくすく相談	発達が気になる幼児とその親を対象に、言語聴覚士による発達相談を行います。	子育て健康課
のびのび児童相談	発達が気になる幼児とその親を対象に、臨床心理士が発達検査を実施し、療育に関する相談を行います。	子育て健康課
すこやか児童相談	発達が気になる幼児とその親を対象に、相談支援事業所の相談員が療育に関する相談を行います。	子育て健康課
障がい児保育・療育（再掲）	保育士の加配や障がいに関する専門の知識を有する職員を配置し、保育園や幼稚園における障がい児の受入体制や相談体制を充実し、就学前児童に対して適切な保育・療育を実施します。また、そのために必要な保育士の人員配置、支援が行いやすい施設の整備に努めます。	子育て健康課 あさひ園 教育課
相談支援事業	障がい児の精神福祉相談、知的障がい児の療育相談、就職相談を行います。	子育て健康課
就学指導	障がい児自身や保護者の意向を尊重しながら、各関係機関と連携し、適切な就学指導を行います。	教育課
特別支援教育（再掲）	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。	あさひ園 小学校 中学校
心身障害者医療費助成	障がい者等の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て健康課

③子育て家庭の経済的負担の軽減

事業名	事業概要	担当課等
福祉医療費助成	子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。	子育て健康課

第５章　教育･保育の量の見込みと確保方策

1　量の見込みの考え方

（１）目標事業量の設定と算出方法

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和２年度を初年度とする５年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本町においても、平成 30 年度に実施した「朝日町子ども・子育てに関するアンケート調査」を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しました。

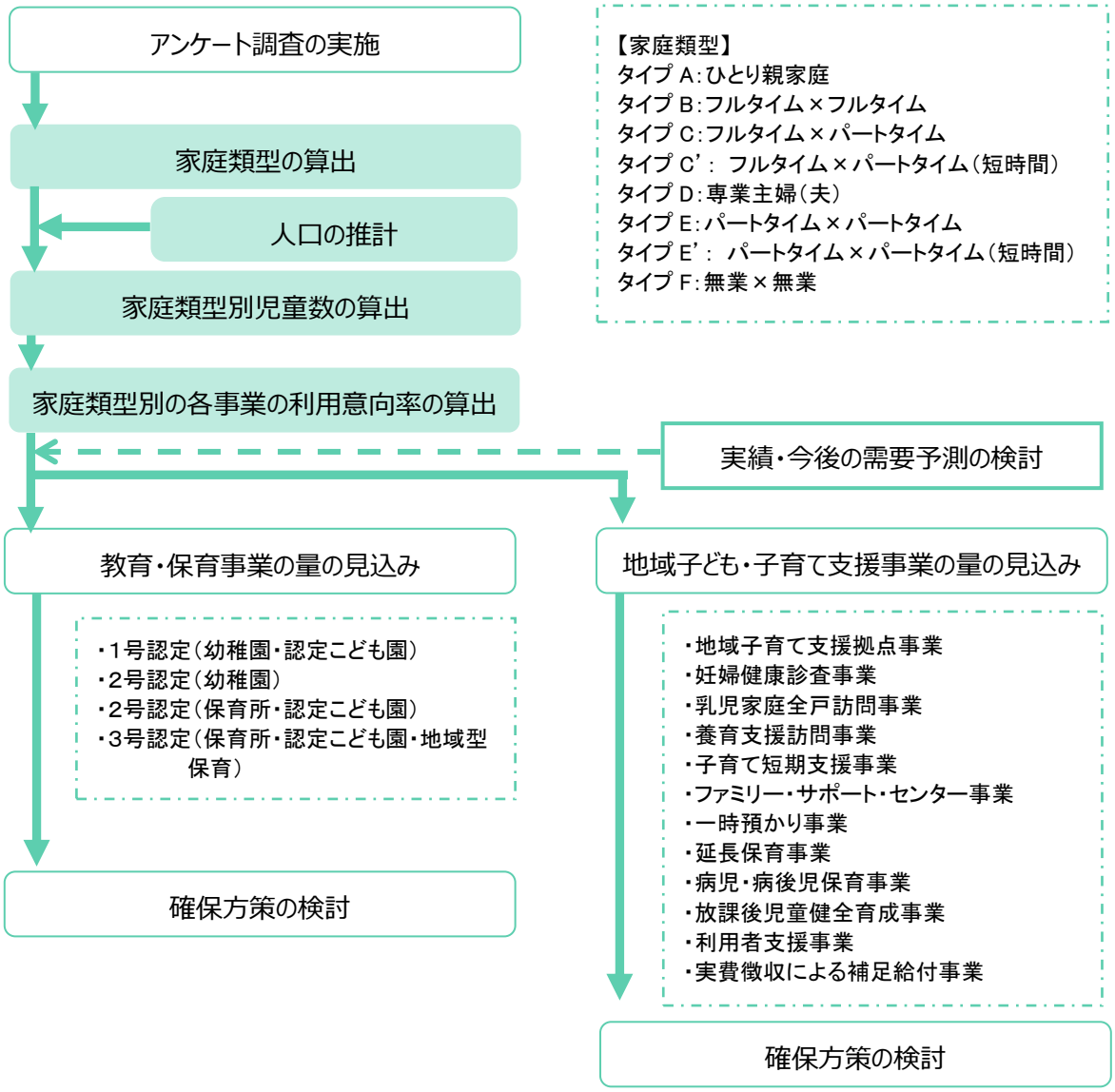

（２） 子どもの数の将来推計

本町の子ども数の将来推計をみると、０歳～11 歳の人口は減少傾向にあり、令和２年度では 1,570 人、令和６年度では 1,355 人と５年間で 215 人減少する見込みです。

	推計値				
年度 年齢	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
0 歳	106	108	108	108	108
1 歳	106	108	110	110	110
2 歳	112	106	108	109	109
3 歳	103	109	104	106	108
4 歳	119	103	109	104	106
5 歳	108	120	104	110	105
6 歳	129	110	121	105	111
7 歳	128	130	111	123	107
8 歳	138	128	130	111	122
9 歳	187	137	128	131	111
10 歳	147	186	138	128	130
11 歳	187	146	186	138	128
計	1,570	1,491	1,457	1,383	1,355

（３） 教育･保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、本町では朝日町全域をひとつの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくものとします。

2　教育･保育の量の見込みと確保方策

（1）　幼児期の教育･保育

【事業内容】

町内には現在、幼児期の学校教育や保育を担う施設として、幼稚園（１園）、保育園（１園）を設置しています。

各施設の特徴は下記の通りです。

施設名	対象	内容
幼稚園	３～５歳	生涯にわたる人格形成の基礎を培うための幼児期の教育を行う施設。
保育園	０～５歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。
認定 こども園	０～５歳	幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設。

また、教育・保育の量の見込みと確保の内容は、子ども・子育て支援制度において、認定区分ごとに見込むこととされているため、１～３号の認定ごとに分けて算出しました。

①１号認定

【対象】

子どもが３歳以上の専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭で、認定こども園及び幼稚園を希望する人です。

【利用先】

- 幼稚園
- 認定こども園

【実績】

利用者数	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	人	202	190	156	139	156

【量の見込みと提供体制】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	146	137	129	120	113
提供体制	人	146	137	129	120	113

【確保方策】

１号認定は近年減少傾向にあり、希望者全員を受け入れられる提供体制が確保されています。

②２号認定（幼稚園を希望）

【対象】

子どもが３歳以上の共働き家庭等で、幼稚園及び預かり保育を希望する人です。

【利用先】

・幼稚園

【実績】

利用者数	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	人	30	30	25	23	23

【量の見込みと提供体制】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	22	20	19	18	17
提供体制	人	22	20	19	18	17

【確保方策】

預かり保育等の利用も含め、多様なニーズに対応できるように引き続き、提供体制の確保に努めます。

③２号認定

【対象】

子どもが３歳以上の共働き家庭等で、保育園を希望する人です。

【利用先】

・保育園
・認定こども園

【実績】

利用者数	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	人	180	178	165	161	187

【量の見込みと提供体制】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	189	191	192	194	196
提供体制	人	189	191	192	194	196

【確保方策】

共働き家庭のニーズに対応できるように引き続き、提供体制の確保に努めます。

④３号認定（０歳）

【対象】

子どもが０歳の共働き家庭等で、保育園を希望する人です。

【利用先】

- 保育園
- 認定こども園
- 地域型保育事業

【実績】

利用者数	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	人	13	16	19	12	20

【量の見込みと提供体制】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	22	25	28	31	34
提供体制	人	22	25	28	31	34

【確保方策】

多様なニーズに対応できるように引き続き、提供体制の確保に努めます。

⑤３号認定（１・２歳）

【対象】

子どもが１・２歳の共働き家庭等で、保育園を希望する人です。

【利用先】

- 保育園
- 認定こども園
- 地域型保育事業

【実績】

利用者数	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	人	77	67	77	75	72

【量の見込みと提供体制】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	85	83	85	85	85
提供体制	人	85	83	85	85	85

【保育利用率の目標値（３号認定利用定員数/３歳未満の子どもの数】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
保育利用率	%	33.0	33.5	34.7	35.5	36.4

【確保方策】

多様なニーズに対応できるように引き続き、提供体制の確保に努めます。

3　地域子ども･子育て支援事業の量の見込みと確保方策

（1）　時間外保育事業

【事業内容】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、支給認定保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

【実績】

利用者数	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	人/日	53	55	70	75	126

【量の見込みと提供体制】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人/日	141	159	178	200	225
提供体制	人/日	141	159	178	200	225

【確保方策】

増加傾向が予想されるため、職員配置等に配慮し、引き続きニーズに的確に対応していきます。

（2） 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【実績】

利用者数		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	低学年	人/日	92	91	113	113	123
	高学年	人/日	17	38	54	59	52

【量の見込みと提供体制】

		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	低学年	人/日	136	150	166	184	203
	高学年	人/日	56	61	66	71	77
提供体制	低学年	人/日	136	150	166	184	203
	高学年	人/日	56	61	66	71	77

【確保方策】

待機児童を出さない事を最優先に考え、今後も安定した受入れに向けて環境整備に取り組むとともに、事業者に対する支援を引き続き実施していきます。また、特別な配慮を必要とする児童に対しては、可能な限り加配対応により支援に努めます。

（3） 子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。

【実績】

延べ利用者数	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	人/日	0	3	22	10	12

【量の見込みと提供体制】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人/日	29	29	29	29	29
提供体制	人/日	29	29	29	29	29

【確保方策】

町内には児童養護施設がないため、近隣市の広域利用可能施設で量の見込みを確保します。

（4） 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実績】

延べ利用者数	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	人回	2,973	3,942	4,250	5,852	6,214

【量の見込みと提供体制】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人回	6,706	7,684	8,805	8,805	8,805
提供体制	人回	6,706	7,684	8,805	8,805	8,805

【確保方策】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所の提供をし、子育てに関する不安や負担感の緩和、社会的孤立の解消を図るとともに、より身近で多くの保護者が利用しやすい環境整備に取り組みます。

（5） 一時預かり事業

【事業内容】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【実績】

延べ利用者数		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	幼稚園の預かり	人/日	299	191	145	124	180
	保育園の一時保育	人/日	0	6	1	1	0

【量の見込みと提供体制】

幼稚園型	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人/日	176	173	170	166	163
提供体制	人/日	176	173	170	166	163

保育園型	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人/日	6	6	6	6	6
提供体制	人/日	6	6	6	6	6

【確保方策】

急な保護者の就労や疾病等による一時預かりに対応できるように提供体制を確保します。

（6） 病児･病後児保育事業

【事業内容】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【実績】

延べ利用者数	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	人/日	1	0	90	64	12

【量の見込みと提供体制】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人/日	90	90	90	90	90
提供体制	人/日	90	90	90	90	90

【確保方策】

町単独での施設整備、関係機関等との人員確保は難しい状況にあるため、近隣市に継続して依頼し、子どもの早期回復と保護者の子育てと就労等の両立を支援していきます。

（7） 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業内容】

子育ての援助をしてほしい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

【実績】

延べ利用者数	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	人回	69	54	86	177	165

【量の見込みと提供体制】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人回	190	204	219	236	253
提供体制	人回	190	204	219	236	253

【確保方策】

多様化する保育ニーズに対応できるよう取り組んでいくとともに、制度の内容を知らない保護者も多くいるため、より効果的な周知方法を検討し、依頼会員、支援会員双方の拡大を図ります。

（8） 利用者支援事業

【事業内容】

子ども及びその保護者、また妊娠している方などが地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、またはその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
具体的には次の業務を行います。

① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【実績】

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	基本型	箇所数	1	1	1	1	1
	母子保健型	箇所数	1	1	1	1	1

【量の見込みと提供体制】

		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	基本型	箇所数	1	1	1	1	1
	母子保健型	箇所数	1	1	1	1	1
提供体制	基本型	箇所数	1	1	1	1	1
	母子保健型	箇所数	1	1	1	1	1

【確保方策】

基　本　型：子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育事業や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

母子保健型：保健福祉センターに保健師を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じ、情報提供を行います。

（9）　妊婦健康診査

【事業内容】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【実績】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	人	129	120	104	102	110

【量の見込みと提供体制】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	106	108	108	108	108
提供体制	人	106	108	108	108	108

【確保方策】

すべての妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健診の受診率100%を想定し、啓発及び提供体制を確保します。

（10） 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【実績】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	人	107	119	110	105	110

【量の見込みと提供体制】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人	106	108	108	108	108
提供体制	人	106	108	108	108	108

【確保方策】

事業の周知徹底を図るとともに、事前電話の対応や訪問時間を調整することで、全戸訪問に努めます。

また、乳児家庭の保護者が安心して育児ができる支援のため、乳児家庭を訪問する訪問員に対し、情報提供や研修の機会を確保していきます。

（11） 養育支援訪問事業

【事業内容】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行なう育児支援ヘルパーの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

また、要保護児童等に対する支援のために要保護児童対策協議会を設置しています。

【実績】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	人	12	12	75	34	75

【量の見込みと提供体制】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	75	75	75	75	75
提供体制	人	75	75	75	75	75

【確保方策】

継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し指導・助言等をすることにより、適切な養育の実施を確保します。

（12） 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について、公費による補助を行う事業です。

【確保方策】

今後についても実態を把握しながら、対象となる児童・世帯に対し、必要に応じて助成を行います。

（13） 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

【確保方策】

地域の必要性に応じて、良質な民間事業者の参入促進を検討します。

4　教育･保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

（1）　教育保育の質の向上

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるように、今後、保育所・幼稚園等において、一人ひとりの子どもの発達に必要な経験を見通した教育・保育の内容と環境の充実に努めます。

（2）　幼稚園教諭･保育士等の資質の向上

幼稚園教諭、保育士、保育教諭の合同研修を行うなど、情報や共通の課題を共有するとともに、保育所・幼稚園等それぞれの教育・保育の特徴を把握しつつ、職務能力の向上を図る取り組みを推進します。

（3）　就学前教育から小学校教育への円滑な接続の推進

小学校での学習や生活を円滑に行えるよう、就学前教育と小学校教育の滑らかで確実な接続を図り、保・幼・小・中が互いに教育の方向性を共有して、０歳から 15 歳までの子どもの発達を見とおした教育の内容の充実を図っていきます。

（4）　認定こども園の普及に対する考え方

就学前の子どもに関する教育・保育ニーズが多様化する中、幼稚園と保育所の双方の機能を併せもつ認定こども園の普及は重要な取り組みです。現在のところ、町内には認定こども園はありませんが、アンケート結果からはニーズが高いことから、住民の意向に応じて新たな設置や既存の幼稚園・保育所からの移行を促進するなど普及を図ります。

5　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。そのため、新たに設置された子育てのための施設等利用給付申請については、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

また、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な実施の確保に向けた取り組みを行います。

6　産後休業及び育児休業後における特定教育･保育施設等の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業明けに希望する保護者が幼稚園、保育所等を利用することができるよう環境を整備するとともに、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対しては、必要な情報の提供や相談支援の充実に努めます。

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進体制

（１）施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「朝日町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

（２）　国･県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制の構築・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

第２期朝日町子ども・子育て支援事業計画

発　行：朝日町
編　集：朝日町　子育て健康課
住　所：〒510-8522　三重県朝日町大字小向 893 番地
ＴＥＬ：059-377-5652　　ＦＡＸ：059-377-2790

発行年月：令和２年３月